

農地法等に係る申請手続きについて

平成25年4月
大船渡市農業委員会

1 農地法第3条の規定による許可申請【様式1】(A3判)

- ・ 農地として使用する目的で、農地を売買又は貸借する場合
 ※相続による場合は別途「届出書」【様式7】のみ提出してください。
- ・ 既に耕作している面積と合わせた全ての耕作面積が、10a(1,000平方メートル)以上となるのが条件です。
- ・ 農業経営の内容については「農地法第3条別添」【様式1-2】を添付願います。

2 農地法第4条の規定による許可申請(2ha未満)【様式2】(A3判)

- ・ 権利移動を伴わないで、農地を「農地以外の用途」に転用する場合
(例:自己所有の畑に自宅を新築したい)
- ・ 転用許可後は「工事進捗状況報告書」【様式6】を提出願います。写真添付。

3 農地法第5条の規定による許可申請(2ha未満)【様式3】(A3判)

- ・ 所有権の移転や賃借権の設定など、権利移動を伴って、農地を「農地以外の用途」に転用する場合。(例:近隣の農地を購入して駐車場にしたい)
- ・ 転用許可後は「工事進捗状況報告書」【様式6】を提出願います。写真添付。

<提出書類(農地法第3~5条関係)>.....申請書のみ3部、その他は各1部

- 1 許可申請書(A3判・3部) ※左右のページに捨印
- 2 申請地の土地登記全部事項証明書(登記簿謄本)
- 3 公図の写.....法務局備え付けのもので、隣接地の地番、縮尺などを明示したもの
- 4 案内図.....縮尺1/1500~1/5000程度の地図に申請地を表示したもの
 ※ 目印となる建物、道路などを明示願います。
- 5 配置図.....縮尺1/100~1/500程度の図面で、申請地内における計画建築物と既存建築物との関係がわかるもの
- 6 その他
 - ア 農地法第3条許可申請書別添【様式1-2】.....農地法第3条許可申請のみ
 - イ 事業計画書.....事業の必要性、申請地選定の理由、土地利用計画などを記載
 ※ 他の書面や図面等で確認できる場合は省略可
 - ウ 「定款」又は「寄附行為」及び「法人登記現在事項全部証明書」.....法人が申請する場合のみ
 - エ 土地所有者の同意書.....所有権以外の権利に関する申請の場合
 - オ 申請地に抵当権、仮登記等が設定されている場合には、転用事業に支障を及ぼすことがないことを証する書類(利害関係者の同意書等)
 - カ 事業資金の裏付けを証明する書類.....預金等の残高証明書又は金融機関等が発行する融資証明書(内諾書)
 - キ その他申請の内容により、農業委員会が必要と判断する書類

4 競売・公売による農地の買受適格証明の交付申請【様式4】(A4判)

- ・ 民事執行法による農地等の売却に入札参加するとき
- ・ 税法による滞納処分により公売に付された農地等の売却に入札参加するとき

[提出書類]……………各1部(証明願のみ2部)

- 1 証明願(A4判・2部) ※上部に捨印
- 2 農地法第3条・第5条「許可申請書」を添付(今後の土地利用計画を確認)

5 農地法の適用外証明の交付申請【様式5】(A4判)

- ・ 登記地目は「田・畑」等であるが、現況が農地又は採草放牧地(以下「農地等」という)以外の状態であり、農地法の適用を受けないことが明白な土地
(証明できる土地)

- 1 自然災害等により農地等として復旧困難な土地
- 2 農地法の許可を得て転用された土地
- 3 農地等以外の状態になってから20年以上を経過した土地で、農地等としての復旧が著しく困難と認められる土地
- 4 その他法令に基づいて農地等以外の状態になっている土地

<提出書類>……………各1部(証明願のみ2部)

- 1 証明願(A4判・2部) ※上部に捨印
- 2 申請地の土地登記全部事項証明書(登記簿謄本)
- 3 公図の写……………法務局備え付けのもので、隣接地の地番、縮尺などを明示したもの
- 4 案内図……………縮尺 1/1500~1/5000 程度の地図に申請地を表示したもの
※ 目印となる建物、道路などを明示願います。
- 5 現況写真……………土地の現況がわかるもの(2枚以上=複数方向から撮影したもの)

※ 提出資料は、「A3判」または「A4判」に統一願います。

■ 申請書等の提出期限 ■ 毎月10日(土・日曜日、祝日の場合はその翌開庁日)

■ 許可書等の交付見込日 ■ 翌月18日ごろ

(ただし、「3条申請」「適用外証明」は翌月5日前後)

□ 問い合わせ先 □ 農業委員会事務局 電話 27-3111 内線 356